

豊類公正競争規約作成連絡会 第2回合同委員会の概要

日 時：平成26年7月17日（木） 10：30～16：30

場 所：合同庁舎4号館1220・1221会議室

出 席：関係団体

（全国い生産団体連合会 1名、全日本豊事業協同組合 8名、全国い製品卸商業団体連合会 3名、全国豊材料卸商組合連合会 4名、全国豊産業振興会 1名、全国豊材商社会 2名、全日本 JIS 豊床工業協同組合 1名、全日本 ISO 豊振興協議会 5名）

：オブザーバー

（日本建築士会連合会、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、一般財団法人日本規格協会、東海機器工業株式会社、極東産機株式会社 代表取締役社長、経済産業省、農林水産省）

議事概要：

1 ブロック説明会及びFAXで寄せられた主要な意見・要望、質問について

①各ブロック説明会の開催状況及び主要な意見・要望、質問について（報告）

- ・6/12～26に全国9か所でブロック説明会を開催し、合計645名が参加した。
- ・会場で69名から延べ152件の意見・質問を受けた。
- ・意見・質問としては、公正競争規約の適用範囲、出荷証明書・商品説明書の表示事項、特定用語、トレーサビリティ、規約成立後の公正競争協議会の予算・運営、消費者アンケート結果の反映、等に関するものが多かった。

②FAXで寄せられた主要な意見・要望、質問について（報告）

- ・質問は73件、質問数177。
- ・主要な論点は、説明会、FAXともにほぼ同じ内容だが、特にFAXで寄せられた意見はシビアなものが多かった。

2 ブロック説明会及びFAXで寄せられた主要な意見・要望と論点の整理

「規約関係」

①規約第3条（適用範囲）の豊表に「化学表」及び「和紙表」を加えるかどうか。

- ・ブロック説明会で規約の対象とするべきとの意見も多く、また流通量も増えつつあるという事情もあるため、「化学表」及び「和紙表」は表示する方向で検討する。
- ・商品説明書だけでなく出荷証明書の対象にもするが、表示に伴い必要となる作業が煩雑にならない方法も併せて検討する。

②規約第3条（適用範囲）の豊の厚さ15mm以下の豊を含めるかどうか。

（また、15mm以上55mm未満を「豊様のもの」と表現するかどうか。）

- ・建築の現場では、12mm近辺の豊が主体となっているため、12mm以上の厚さのものを規約の対象とする。また、豊の定義にあてはまらない12mm以上55mm未満のものについては“豊様のもの”と定義しているが、適切な表現（薄豊、等）を規約検討委員会で検討する。

③規約第7条（畳に関する商品説明書）の表示事項について

- ・商品説明書に関しては、消費者が求める情報を簡潔に表示し、且つ畳店の作業負担軽減という観点から、
 - ①生産者・流通業者は出荷証明書を用いて畳店まで必要な情報をきちんと伝える
 - ②畳店が消費者に発行する商品説明書はなるべく簡素化したものとし、その表示内容も必要最小限とする方向で検討する。
- ・商品説明書の内容そのものを簡素化し、書式もできるだけ〇付けで済む、必要事項のみ書き写す等の簡素化を行う。なお、商品説明書に出荷証明書を貼り付けることも可とする。ただし、万一問題が発生した際は、出荷証明書及び畳店、流通業者等の帳簿の情報によりトレースできるようにする。
- ・技能士資格の有無の表示については、基本的には表示を義務化する方向で検討する。
- ・その他の主な点として、畳店が工務店の下請となった場合については畳店が商品説明書を作成し工務店には消費者への商品説明を依頼する、商品説明書のJAS格付有無の表示は削除する方向で検討する。

④施行規則第9条（出荷証明書）について

【輸入表のトレーサビリティ】

- ・輸入表に関しては、従来の規約案にある帳簿の記録によるトレース可能な仕組みをより効率化するため、業者間の取引の際に管理番号付けを行い、その情報を帳簿に残すことでトレースする方法を検討する。

【経糸】

- ・経糸については、現行のJAS規格の表現が分かり難いため、JASよりも分かりやすい表現方法を検討する。

【商品説明書への特定用語の記載】

- ・現時点では、特定用語を表示出来る商品が少ないため、当面は見送るものとする。

【稲わらの産地表示】

- ・稲わらの産地表示まで規約に組み込むと、規約が煩雑になるため対象外とする。なお、稲わらの産地に関する消費者への情報提供は、畳店が個別に対応する。

⑤規約第10条（特定用語の使用基準）について

- ・「最高級品」「高級品」については一級技能士が製造もしくは（1工場につき1人以上で）管理すればよいものとする。
- ・現状の特定用語は「最高級品」「高級品」のみだが、他の産地、品種に関しても検査等により品質が担保できるようになったものを随時追加していくこととする。
- ・また、特定用語は条件を満たさない限り使用できないが、それ以外は不当な表示に該当しなければ自社基準のもとで自由にランクを表現できることとする。

⑥規約第13条（畳表等の表示内容の適正な伝達）について

- ・“出荷証明書について、書式は作成者が自分でつくれるようにして欲しい。”という意見があったが、基本的には出荷証明書は定型の書式にする方向で検討する。
- ・帳簿類の5年間の記録は電子的な記録も可能とする。

(2) 公正競争協議会関係

①公正競争協議会の設置及び運営について

【運営費等について】

- ・“何か違反があったときは調査等に費用が発生すると思うが、現在検討中の運営費で対応できるのか”との質問については、J A Sの場合等で行われている調査対象者が費用負担をすることも視野に入れ検討する。

【全日昼との関係性】

- ・昼店から、“全日昼に入らないと本協議会に加入できないのか”、“全日昼組合員は本協議会に自動的に加入することになるのか”等の質問があったが、規約上は、個人での参加、もしくは構成団体に所属してなおかつ参加意思を表明した者が参加可能となっている。
- ・構成団体所属の参加者の会費徴収方法や総会における議決権の取り扱いについては今後検討する。

(3) 調査・広報関係

①消費者アンケートについて

- ・“消費者アンケートの意見が規約案に反映されていないのではないか”という意見がみられたが、消費者のご意見は当然重要だが、規約については業界内の意見や事情も反映させるべきであり、アンケートでこのような意見があるということについては、真摯に受け止めて今後の課題とする。

②ブロック説明会及びF A Xで寄せられた意見・要望、質問への回答の会員への情報提供について

- ・ブロック説明会とF A Xで寄せられた意見の回答方法については、調査広報委員会で検討し、何らかの方法で必ず回答する。

3 今後の進め方（スケジュール）について

- ・ブロック説明会及びF A Xで寄せられた主要な意見・要望に関しては、本合同委員会の結果をもとに、各委員会で回答案を検討し、幹事会（もしくは合同委員会）の確認後に回答するものとする。
- ・次回委員会は、8月中旬を予定。

以上